

群馬県立前橋高等特別支援学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、群馬県立前橋高等特別支援学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員同士の親睦・知識を深めるとともに、母校の発展に協力することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、群馬県立前橋高等特別支援学校内に置く。

第2章 会員・役員等

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員は、本校の卒業生、又は本校に在学したことがあり入会を希望する者
- 2 特別会員は、本校の現・旧職員。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

1	会長	1名
2	副会長	1名
3	書記	2名（職員1名を含む）
4	会計	2名（職員1名を含む）
5	監査	2名（職員1名を含む）
6	顧問	2名（校長、前会長）
7	学年幹事	4名（各年度ごとに各科1名ずつ）

(役員選出)

第6条 役員は、総会で決定する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会の代表であり、会議を開催しまとめる。
- 2 副会長は、会長を助け会長不在の時その代理をする。
- 3 書記は、会の記録や会員への連絡などの事務をする。
- 4 会計は、会計事務をする。
- 5 監査は、会計の仕方について検査する。
- 6 顧問は、本会運営上の諮問に応ずる。
- 7 学年幹事は、その学年の代表で、学年内の連絡・調整をする。

(役員期間)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第3章 事業

(事業)

第9条 本会は、第2条の目的を執行するために次の事業を行う。

- 1 会報と会員名簿を作る。
- 2 会員の知識や親睦を深めるための事業を計画する。
- 3 会員と母校の発展を図るための事業を計画する。
- 4 その他必要なこと。

第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とする。

(定期総会)

第11条 定期総会は、毎年1回開催し、次のことを話し合っ
て決定する。

- 1 事業計画・予算案
- 2 事業報告・決算報告
- 3 役員を選出
- 4 会則の変更
- 5 その他必要なこと

(臨時総会)

第12条 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(役員会)

第13条 役員会は、第5条にある役員であり次のことを話し合う。

- 1 総会で話し合う内容。
- 2 その他必要なこと。

(議決)

第14条 すべての会議の議事は、出席した正会員の過半数をもって決定とする。

第5章 会計

(経費)

第15条 本会運営の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第16条 本会の会費は、正会員から終身会費として、5,000円を卒業時に徴収する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 その他

(会則の改正)

第18条 本会則は、総会の承認を得て改正することができる。

(細則)

第19条 本会則の運営に必要な細則は、役員会において定めることができる。

第7章 附 則

この会則は、平成12年3月1日より施行する。

平成15年1月26日 第17条(会計年度) 改正

平成19年1月21日 第9条1を改正

平成27年4月「前橋高等養護学校」から「前橋高等特別支援学校」へ校名変更